

2023年6月28日

SOFTIC 判例ゼミ 第1回

# 食べログ事件

損害賠償請求事件  
東京地方裁判所  
令和2年（ワ）第12735号  
令和4年6月16日民事第8部判決

阿久津 匡美

重村 瑞唯

※本書は発表者の個人的な見解で、所属する組織の見解ではありません。

# 事件概要 ①

## ◆当事者

原告 株式会社韓流村 「焼肉・韓国料理 KollaBo」運営会社  
被告 株式会社カカクコム グルメ・サイト「食べログ」運営会社

## ◆請求の趣旨

- ・被告が、原告の運営する飲食店における点数(以下「評点」)算出にあたり、チェーン店であることを理由に、チェーン店でない飲食店の評点に比して下方修正するアルゴリズムを使用してはならない。
- ・被告は、原告に対し、6億3905万4422円及びこれに対する令和元年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

## ◆判決

損害賠償請求について一部容認、差し止めについては棄却

- 1 被告は、原告に対し、3840万円及びこれに対する令和元年5月21日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。
- 2 原告のその余の請求をいずれも棄却する。
- 3 訴訟費用は、これを25分し、その24を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。
- 4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

## 事件概要 ②

### ◆食ベログサービス概要

- ・ 現在営業していない飲食店、店舗情報を完全に非公開にしている飲食店等を除くほぼ全ての飲食店が、当該飲食店の運営者の同意の有無にかかわらず(店舗会員であるか否かにかかわらず)掲載されている。
- ・ 令和元年5月20日時点において、日本全国の飲食店約90万店舗のページ及び飲食店利用者による当該飲食店に対する評価を記載した投稿(以下「口コミ」という。)約3090万件が掲載されていた。
- ・ 店舗会員には、無料の会員登録と有料の会員登録がある。当該飲食店のページに掲載されたメニューや写真等の各項目を飲食店用の管理画面において自由に設定・登録・修正することができる機能である「プロフィール登録」を利用することができる。
- ・ 有料店舗会員は、これに加え、集客支援(PR記事掲載やネット予約機能)や業務支援(モバイルオーダーやネット仕入れ機能)を利用することができる。
- ・ 店舗会員であった飲食店が被告との間の会員登録を解除した場合であっても、当該飲食店は食ベログに掲載され続ける。
- ・ 平成28年3月時点における有料店舗会員数は、約4万9000店であった。

## 事件概要 ③

### ◆食ブログ評点の仕組み

- 評点は、投稿者が投稿において飲食店に付けた点数の平均値ではなく、上記点数と当該投稿者の影響度(後記イ)を踏まえた本件アルゴリズムによって算出される。本件アルゴリズムは、店舗会員(有料店舗会員及び無料店舗会員)である飲食店のみならず、店舗会員ではない飲食店にも一律に適用される。
- 被告は、投稿者に対し、飲食店のジャンルごとに、基本的には食べ歩きの経験が豊富であるほど影響度を大きくするという考え方にに基づき、様々な要素を考慮して、「影響度」を設定している。
- 被告は、投稿者がステルスマーケティングや実際の飲食体験に基づかない口コミを多数投稿するなどの方法によって影響度を不正に取得したり、悪用したりすることで、意図的に評点を操作することを防止するため、本件アルゴリズムの詳細を非公開とし、これを定期的に見直している。
- 被告は、毎月第1火曜日と第3火曜日に、新たに投稿された口コミにおける点数投稿者の影響度の再評価、本件アルゴリズムの変更等を考慮して評点を再計算し、変更後の評点を公開している。

## 事件概要 ④

---

### ◆本件アルゴリズムの変更

- 被告は、令和元年5月21日(本件基準日)、本件アルゴリズムについて、  
〔1〕投稿者の影響度の調整(以下「本件影響度調整」という。)、  
〔2〕同一運営主体が複数店舗を運営している場合における認知度による調整(以下「本件変更」という。)  
等の変更を行った。
- 本件変更については、チェーン店のうち、いわゆるフランチャイズチェーン店はその対象とされる一方、ファミリーレストランやファストフード店はその対象とされなかった。
- 被告は、本件変更の対象となった飲食店に対し、本件基準日において本件変更を行った事実を、本件変更の前後を通じて通知しなかった。

## 事件概要 ⑤

### ◆飲食店ポータルサイトの利用状況等

全国の飲食店を対象とした飲食店ポータルサイトの利用状況		
	平成29年12月	令和2年3月
食べログ	85%	67.2%
A社	65%	57.3%
B社	35%	40.9%
C社	13%	26.2%
D社	13%	22.9%

- ・ 飲食店ポータルサイトを対象としたインターネット上で予約を完了することができる掲載店舗数に関する調査によれば、令和2年7月時点では、食べログに係る上記店舗数は、約3万店で2位であった。
- ・ 消費者を対象とした飲食店ポータルサイトの利用状況に関する調査によれば、各飲食店ポータルサイトを利用した経験を有する消費者の割合において食べログは、上位を占めている。

## 事件概要 ⑥

---

### ◆原告の食ベログサイトへの依存度

- 原告は、有料店舗会員向けのプランに基づき、来店促進(インターネット予約)機能を利用して、インターネット予約等を通じた集客を図っていた。
- 原告の運営する21店舗において、の各月の売上に占める食ベログインターネット予約及び食ベログ専用電話を経由した売上の割合は、平均31%であった。
- 原告は、不利益な行為に該当する本件変更が行われた後、被告が本件変更の事実を認める前から本件変更の存在を主張して本件訴えを提起しつつも、有料店舗会員であり続けた。

## 事件概要 ⑦

### ◆食ブログ利用規約における免責条項

#### 食ブログ店舗会員規約

##### 第11条(免責等)

- 1.当社は、店舗会員が情報掲載に関して被った損害(その原因の如何を問わない)について、その損害を賠償する責を負わないものとします。
- 2.当社は、本件サービスの提供に関連する一切の行為について、店舗会員に対して、その法的根拠如何に関わらず、一切の損害賠償支払義務を負いません。



## 事件概要 ⑧

---

- 2019年5月21日 被告、評点算出のアルゴリズムを変更
- 2020年3月18日 公取委から「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査報告書」が提出される
- 2020年5月22日 原告提訴
- 2021年4月 原告が元・公取委の事務総局審査局長の南部利之氏の意見書を提出
- 2021年9月 裁判所が公取委に意見を求め、公取委古谷一之委員長名義で意見書を提出、争点となる点数については取引であると認めた
- 2022年6月16日 東京地裁判決(本課題)
- 2022年6月 被告控訴

出典：ダイヤモンドオンライン<https://diamond.jp/articles/-/312183>

# 判決概要 争点

---

## ◆争点

- (1) 本件変更が取引条件等の差別取扱いに当たるか否か  
(争点1)
- (2) 本件変更が優越的地位の濫用に当たるか否か(争点2)
- (3) 本件変更により原告に著しい損害を生ずるおそれがあるか否か(争点3)
- (4) 原告に生じた損害の有無及び金額(争点4)
- (5) 被告の原告に対する損害賠償責任が免責されるか否か  
(争点5)

本発表においては、争点(2)(3)(5)を中心に取り上げる。

# 判決概要 (争点2) ①

原告が争点1と2を選択的に主張していたことから、裁判所は争点2のみを判断

## (1) 優越的地位の有無について

・・・優越的地位の濫用が規制されるのは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、当該取引の諾否及びその取引条件等についての相手方の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するなどして、公正な競争を人為的に妨げる側面を有しているからである。

そうすると、独禁法2条9項5号にいう「自己の取引上の地位が相手方に優越していること」(優越的地位)とは、取引の一方の当事者(以下「行為者」という。)が、市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある場合だけではなく、当該取引の相手方との関係で相対的に優越した地位にある場合も含まれ、少なくとも、当該取引の相手方にとって当該行為者との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、当該行為者が当該取引の相手方にとって著しく不利益な要請等を行っても、当該取引の相手方がこれを受入れざるを得ないような場合は、当該行為者が当該取引の相手方との間で優越的地位にあるものというべきである。そして、行為者が取引の相手方との間で上記のような優越的地位にあるか否かは、〔1〕当該取引の相手方の当該行為者に対する取引依存度、〔2〕当該行為者の市場における地位、〔3〕当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性、〔4〕その他当該行為者と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実を総合考慮して判断すべきものである

## 判決概要 (争点2) ②

### 〔1〕当該取引の相手方の当該行為者に対する取引依存度

※P5 = 食ベログ

本件基準日店舗について、有料店舗会員向けのプランに基づき、来店促進（インターネット予約）機能を利用して、インターネット予約等を通じた集客を図っており、本件21店舗においては、本件基準日より前の平成30年6月から平成31年4月までの間、P5のインターネット予約を通じて月平均約3780人分の予約を受け、P5専用電話を通じて月平均約2360組の予約を受け、一組当たりの平均来店人数及びランチ又はディナーの平均売上額を用いて算出した売上額に基づく概算により計算する場合、原告の各月の売上に占めるP5のインターネット予約及びP5専用電話を経由した売上の割合は、平均31%であった。また、原告は、後記（2）のような不利益な行為に該当する本件変更が行われた後、被告が本件変更の事実を認める前から本件変更の存在を主張して本件訴えを提起しつつも、本件基準日店舗について有料店舗会員であり続けた。

以上の事実からすると、原告は、その売上を相当程度、被告との間の有料店舗会員であることに依存しているといえる。

# 判決概要 (争点2) ③

---

## 〔2〕当該行為者の市場における地位

※P5 = 食べログ

〔ア〕本件基準日の前日時点において、日本全国の掲載可能なほぼ全ての飲食店及び約3090万件の口コミを掲載しており、〔イ〕平成28年3月時点において、約4万9000店の有料店舗会員が掲載されており、〔ウ〕掲載されている飲食店の店舗数や有料店舗会員数において、他の飲食店ポータルサイトを上回るか又はそれらと並んで上位を占めていた。これに加え、〔ウ〕複数の飲食店ポータルサイトを利用する飲食店も多くあることを考慮すると、被告が運営するP5は、主要な飲食店ポータルサイトの一つであるといえ、被告は、飲食店ポータルサイトを運営する会社の中で有力な地位を占めているものといえる。

## 判決概要 (争点2) ③

〔3〕当該取引の相手方にとっての取引先変更の可能性

〔4〕その他被告と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実 ※P5 = 食べログ

被告は、〔ア〕有料店舗会員（ただし、一定額以上の料金を支払うもの）に対しては、アクセスアップ機能（検索結果の表示順として「標準【会員店舗優先順】」順が選択された際に、当該店舗を優先的に上位に表示させるなどする機能）又はゴールデンタイム機能（当該飲食店が指定した特定の時間帯において、検索結果の表示順として「標準【会員店舗優先順】」順が選択された際に、当該店舗を最も目立つ最優先グループに表示させる機能）を提供し、他方、〔イ〕P5利用者との間では、標準検索（「標準【会員店舗優先順】」順）を初期設定としていた。被告の構築したP5の上記仕組みは、P5に掲載されている各飲食店からみれば、その店舗をP5の検索結果の表示順として優先的に上位に表示されるためには、有料店舗会員となってより多くの料金を支払うことを誘因するものであった。そして、原告は、本件変更前から本件基準日店舗について有料店舗会員として広告料を費やし、P5を経由した来店者によって売上の平均31%を得ていたことや、原告が本件変更後も、本件基準日店舗について有料店舗会員であり続けたことを踏まえれば、**原告がP5に係る有料店舗会員であることの必要性、重要性は高いものといえる。**（次頁へ）

## 判決概要 (争点2) ④

(続き) この点、原告は、本件変更後、P5以外の飲食店ポータルサイトに費やす広告費を増額したことが認められるが、複数の飲食店ポータルサイトを利用する飲食店も多くあることからすれば、原告によるP5以外の飲食店ポータルサイトに対する広告費の増額をもって、直ちに取引先変更可能性があると断ずることはできず、原告がP5に係る有料店舗会員であることの必要性、重要性を否定することもできない。なお、P5に掲載された飲食店のページについては、P5の店舗会員であった飲食店が被告との間の会員登録を解除した場合であっても、P5には当該飲食店のページが掲載され続ける。しかし、店舗会員でなければ、P5上の当該飲食店のページを自由に設定・登録・修正する機能を利用することはできないし、有料店舗会員でなければ、来店促進（インターネット予約）機能を利用することもできないことに照らすと、P5上に当該飲食店のページが維持されることをもって、原告の事業経営上足りるとはいえない。

以上を総合すれば、原告は、被告の運営するP5の有料店舗会員の地位を継続することが困難になると、事業経営上大きな支障を来すため、被告が著しく不利益な要請等を行っても、これを受入れざるを得ない状況にあると認められる。そうすると、被告は、原告との間で優越的地位にある（被告の取引上の地位が原告に対して優越していた）というべきである。

## 判決概要 (争点2) ⑤

### (2) 「その他取引の相手方に不利益となるように…取引を実施すること」の該当性について

ここでいう「取引の相手方に不利益となるように…取引を実施すること」とは、取引の条件の設定又は変更以外の取引に関連する事実行為等であって当該取引の相手方に不利益となるようなものを含むものと解される。

(略) P5の評点は、P5に掲載されている飲食店について、被告が本件アルゴリズムに基づいて算出し、P5上の当該店舗のページ上に掲載するものであるところ、原告は、本件基準日店舗について店舗会員として本件サービスを利用し、P5上の当該店舗のページ上に当該店舗の情報を掲載しているというのであるから、被告がP5上の本件基準日店舗のページに当該店舗の評点を掲載することは、店舗会員に係る「取引を実施すること」に当たる。そして、評点は、投稿者から投稿された主観的な評価・口コミを基に算出した数値であり、かつ、消費者による飲食店選びの参考となる情報の一つとして掲載されている上、P5におけるランキング検索による飲食店の表示順の基準とされているものである。また、本件変更は、被告が評点を算出するための本件アルゴリズムにつき、■ (省略) 同一屋号で2店舗以上を運営する原告 (前提事実3 (1)) は、ここでいう「チェーン店」に該当する。

以上の事実によれば、被告は、P5上の本件基準日店舗のページに掲載することとなる評点を算出するための本件アルゴリズムにつき、(省略) ■ というのであるから、このよ  
うな被告の行為は、店舗会員であってチェーン店に該当する原告に不利益となるように取引を実施することに当たるといふべきである。



## 判決概要 (争点2) ⑥

### (3) 「正常な商慣習に照らして不当に」の該当性（公正競争阻害性の有無）について

本件変更の「正常な商慣習に照らして不当に」の要件該当性については、前提事実によれば、次の点を指摘することができる。

(ア) (省略) ■、店舗会員であってチェーン店に該当する原告にとって不利益となるものである。また、本件変更は、P5に掲載されている飲食店のうちチェーン店についてのみ（ただし、ファミリーレストランやファストフード店を除く。）適用されるものであるところ、評点が、投稿者から投稿された主観的な評価・口コミを基に算出した数値であり、かつ、消費者による飲食店選びの参考となる情報の一つとして公表されていること、現に、本件変更後は本件21店舗におけるP5経由の来客人数等が減少していること（前提事実6（1））を踏まえると、原告のようにチェーン店を運営する事業者が被る不利益の程度は大きいといわざるを得ない。

(イ) a被告は、評点を、投稿者から投稿された主観的な評価・口コミを基に算出した数値であり、消費者による飲食店選びの参考となる情報の一つとして公表しているものであり（前提事実2（3）ア）、評点の算出に当たり、料理、その味、サービス、雰囲気、コストパフォーマンス並びに酒・ドリンクの品質及び内容のみが考慮され、(省略)を公表しているものではない。しかも、本件基準日において本件変更を行った事実については、原告が運営する本件基準日店舗を含む本件変更の対象となった飲食店に対し、本件変更前に通知していない（前提事実3（5））というのである。（次頁へ）

## 判決概要 (争点2) ⑦

(続き) そして、原告を含む本件変更の対象となった飲食店を運営する事業者において本件変更により得る直接の利益が存在することは、うかがわれない。したがって、**本件変更は、原告にとってあらかじめ計算できない上記(ア)の不利益を与えるもまた、原告が得る直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲内の負担を与えるにとどまるものとはいえない。**

### (4) 優越的地位を「利用して」の該当性について

前記(1)～(3)で説示したところによれば、原告に対して優越的地位にある被告が、本件変更を行って原告に対して「正常な商慣習に照らして不当な」の要件に当たる前記

(3)イ(ア)の不利益を課した取引を実施したのであるから、本件変更は、優越的地位を「利用して」の要件に当たるものと優に認められる。

(5) 結論以上によれば、被告が本件変更を行ったことは、被告の「取引上の地位が優越していることを利用して」、「正常な商慣習に照らして不当に」、「取引の相手方に不利益になるように」、「取引を実施」したものであって、独禁法19条及び2条9項5号八にいう不公正な取引方法を用いたものというべきである。したがって、被告が本件変更を行ったことは、**優越的地位の濫用(独禁法2条9項5号八)に該当し、独禁法19条に違反すると認められる。**

## 判決概要 (争点3) ①

### 差止請求に対する判断

独禁法24条にいう「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれ」があるか否かは、同条所定の独禁法違反行為による利益の侵害の態様及び程度並びにこれによる損害の性質、程度及び損害の回復の困難の程度等を総合考慮して判断すべきものと解される。

原告は、本件変更が、〔1〕本件基準日店舗の評点を著しく下方修正し、これによりその来客数及び売上額を減少させるものであること、〔2〕被告において本件変更後の本件アルゴリズムの適用を継続する意思を有することが明白であり、不公平・非中立的な評点が掲載され続けることにより、その経営する飲食店のブランド価値を毀損され続け、経済的な損害を被り続けることになる旨を主張する。

確かに、前提事実によれば、本件変更後の本件アルゴリズムは、その後変更されることなく適用され続けており、本件変更は、本件基準日に同時に行われた本件影響度調整による影響と相まって、本件基準日店舗（ただし、本件基準日前後の評点を比較可能な26店舗に限る。）に係る評点を平均0.14点下落させ、（略）、原告に営業利益の減少という金銭的損害を被らせるものである。しかしながら、そもそも評点は、消費者による飲食店選びにおける重要な指標ではあるものの、唯一の指標ではなく、本件変更後の本件21店舗におけるP5経由の来店人数等は一定の程度で推移している。（次頁へ）

## 判決概要 (争点3) ②

(続き) 前記のような本件変更後の本件基準日店舗に係る評点の下落は、前記のとおり、独禁法違反行為である本件変更だけでなく、これと無関係に行われた本件影響度調整も影響して生じたものであり、後記3 (1) において説示するとおり、本件変更そのものに起因する原告の営業利益の減少によるものと認められる金銭的損害の額が原告の営業利益の約2割にとどまる。これらのことからすれば、本件変更が、直ちに原告の飲食店事業の継続を著しく困難にするものとはいえない。また、本件変更が原告に上記の営業利益の減少とは別個の信用やブランド価値の毀損を生じさせると認められないことは、後記3 (2) において説示するとおりである。

これに加えて、仮に、本件変更後の本件アルゴリズムが今後も適用され続けるとしても、被告において本件変更の内容を明らかにした場合には、消費者においてこれを前提とした飲食店選びを行うようになるものと考えられるから、本件変更の独禁法違反行為該当性及びこれに起因する原告の営業利益の減少が今後も同様に継続するものと直ちに断ずることはできない。そうすると、本件変更後の本件アルゴリズムが今後も適用され続けることを前提としても、原告がこれによって被る上記の金銭的損害をもって、原告に、独禁法24条所定の「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれ」があるとは認められない

(このことは、仮に、被告が本件変更を行ったことが、取引条件等の差別取扱い(独禁法2条9項6号イ、一般指定4項)に該当し、独禁法19条に違反する場合であっても同様である。)。したがって、原告の上記主張は、採用することができない。

よって、原告の請求中、独禁法24条に基づき本件変更に係る本件アルゴリズムの使用の差止めを求める部分は、理由がない。

## 判決概要 (争点5) ①

利用規約に基づく免責の主張に対する判断

被告が提供する本件サービスは、飲食店に関する各種情報をP5上に掲載し、公衆送信の方法によりインターネットユーザーに公開するサービスというものであり、投稿者による口コミを含め、多様な情報を不特定多数の人に対して発信するものである。

口コミは、その対象となった飲食店に対する低い評価や不満を記載したのも含まれ、また、当該飲食店の評点や口コミを不正に操作する目的でされたものも含まれる可能性がある。

以上の事実を踏まえると、本件免責条項は、情報掲載又は本件サービスの提供につき、P5上では多様な情報が不特定多数の人に対して発信されることから、被告側において常に飲食店に関する各種情報又は口コミ内容の虚偽又は不正等によって店舗会員が損害を被らないよう注意を払うことを期待するのが酷であり、かつ、このようなP5の性質上、その損害賠償の範囲が無制限に拡大したり、損害賠償額が巨額に上ったりすることもあり得ること等を考慮して設けられたものと解される。このような本件免責条項の趣旨に鑑みても、被告側に故意又は重大な過失がある場合に、本件免責条項により、被告の損害賠償義務の範囲が制限されるとすることは、著しく衡平を害するものであって、当事者の通常の意味に合致しないというべきである。したがって、本件免責条項は、被告側に故意又は重大な過失がある場合には適用されないと解するのが相当である。

## 判決概要 (争点5) ②

---

これを本件についてみると、前提事実及び前記1で説示したところによれば、被告は、優越的地位の濫用を基礎付ける事実（前記1（1）イ（2）、（3）、（4）ア参照）を認識しながら、原告を含むチェーン店にとって前記1（3）イ（ア）のような不利益となることを容認して本件変更を行ったものと認められる。そうすると、本件変更について被告に故意又は重大な過失があると認められるから、本件免責条項は適用されない。

したがって、被告の原告に対する本件変更に係る損害賠償責任は、その余の点を検討するまでもなく、本件免責条項により免責されないというべきである。

# デジタル・プラットフォーマーを巡る動き

※プラットフォーマー：日本語英語（platformerは、ゲームの一種）

- GAFAsを巡る、EU vs US
  - 例えば、GDPR
- AI、IoT、BD時代と言われたころ
  - 例えば、大橋弘「新時代の競争政策：IT世界の寡占化課題に」（2017年3月22日、<https://www.rieti.go.jp/jp/papers/contribution/ohashi/12.html>）  
 欧米の競争当局も近年、データ集積と寡占化について注目している。昨年にはドイツの連邦カルテル庁とフランスの競争当局が連名でレポートを発信し、米連邦取引委員会もビッグデータをテーマとする文書を発表している
- 2018年11月～2019年4月、デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会（公取委、経産省）
- 2018年12月18日「プラットフォーマー型ビジネスの台頭に対応したルール整備の基本原則について」（公取委、経産省、総務省）  
 透明性及び公正性を実現するための出発点として、**大規模かつ包括的な徹底した調査による取引実態の把握を進める**
- 2019年4月17日「デジタル・プラットフォーマーの取引慣行等に関する実態調査について（中間報告）」（公取委）
- 2019年9月27日～ デジタル市場競争本部
  - 成果例  
特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律
- 2021年2月17日「デジタル・プラットフォーム事業者の取引慣行等に関する実態調査（デジタル広告分野）について（最終報告）」（公取委） など

# 公取委による実態調査

## ■ 6分野

**流通実態・取引慣行**、表示、公共調達、優越的地位の濫用、デジタル・プラットフォームの取引慣行等、及びその他調査

## ■ (令和2年3月18日)飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査

### ・ 背景

- ✓ 飲食店ポータルサイトは、**消費者と飲食店とをつなぐプラットフォーム**として機能しており、我々の社会生活に強い影響を持ち、その影響力は拡大している

### ・ 目的

- ✓ 飲食店ポータルサイトをめぐる取引について、独占禁止法上問題となるおそれのある又は競争政策上望ましくない取引慣行等の有無を明らかにする
- ✓ 経済のデジタル化の進展 → **デジタル・プラットフォームについての分野における競争環境の整備に注力**

### ・ アンケート調査

- ✓ 飲食店ポータルサイト17名（回答者数16名。回収率約94%）
- ✓ 全国の飲食店から抽出した飲食店13,000店（回答者数1,091名。回収率約8%）、飲食店ポータルサイトに掲載されている飲食店から抽出した飲食店8,000名（回答者数491名。回収率約6%）
- ✓ 飲食店ポータルサイトを利用している消費者10,000名

### ・ ヒアリング調査

- ✓ 46名（飲食店ポータルサイト17名、飲食店及び営業代理店24名、予約管理システム提供事業者5名）



<p>1 一方的な契約内容の変更</p>	<p>■ 優越的地位にあるサイトが飲食店に対して、契約内容を一方的に変更し、不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用となるおそれ。</p>
<p>→ ① <u>根拠を示しつつ</u>、② <u>改定までの期間を十分に設けた上で</u>、③ <u>飲食店から十分に意見を聞き</u>、その意見を <u>できる限り考慮</u>することが望ましい。</p>	
<p>2-1 検索結果の表示順位 2-2 店舗の評価（評点）</p>	<p>■ 表示順位、店舗の評価（評点）を落とすことが直ちに独占禁止法違反となるものではないが、有力な飲食店ポータルサイトが合理的な理由なく、恣意的にルール（アルゴリズム）を設定・運用し、特定の飲食店の表示順位や店舗の評価（評点）を落とすなどし、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・他の飲食店と異なる取扱いをし、特定の飲食店が競争上著しく不利になるなどの場合には、差別取扱いとなるおそれ。</li> <li>・自らのサイトにとって都合のよいプランに変更させるなど、飲食店に対して不当に不利益を与える場合には、優越的地位の濫用となるおそれ。</li> </ul>
<p>→ ①表示順位や店舗の評価（評点）を決定する <u>重要な要素を</u>、<u>飲食店及び消費者に対して</u>、<u>可能な限り明らかにし</u>、<u>透明性を確保</u>すること、②運用に当たっては第三者のチェック体制の構築など <u>公正性を確保</u>することが望ましい。</p>	
<p>3 飲食店舗情報の掲載や口コミ</p>	<p>■ 店舗情報や口コミについて、修正・削除しないことが直ちに独占禁止法違反となるものではないが、</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・加盟店でない飲食店といった特定の飲食店からの修正依頼には対応しないなど、加盟店と異なる取扱いをし、特定の飲食店が競争上著しく不利になる場合等には、差別取扱いのおそれ。</li> <li>・修正に応じる条件として、不当に自らのサイトの加盟店となるよう強制する場合には、抱き合わせ販売等となるおそれ。</li> </ul>
<p>→ ①客観的に正確でないとは判断できる場合には、<u>特段の条件なく飲食店からの削除・修正要望に応じる</u>こと、②飲食店と投稿者間で問題が生じる場合の <u>紛争処理体制を整備</u>することが望ましい。</p>	
<p>4 予約管理システムの利用制限</p>	<p>■ 有力なサイトが合理的な理由なく、予約管理システム提供事業者からのアクセスを遮断し、公正な競争秩序に悪影響を及ぼす場合には、取引妨害となるおそれ。</p> <p>■ 有力なサイトが予約管理システムを提供する特定の事業者を著しく不利に扱い、その事業者が市場から排除されるなどする場合には、差別取扱いとなるおそれ。</p>
<p>→ ①飲食店ポータルサイトは合理的な理由がない限り、予約管理システム提供事業者からのアクセスを <u>技術的に遮断しない</u>こと、②接続に当たっては、<u>API連携を行う</u>ことが望ましい。</p>	
<p>5 潜在的な競争者</p>	<p>■ 一般的な検索エンジンを提供する有力な事業者が、自社サービスを有利に表示するなどにより、競合するサイトが市場から排除されるなどする場合には、取引妨害、私的独占となるおそれ。</p>

出典：<https://www.jftc.go.jp/houdou/pressrelease/2020/mar/200318-3.pdf>

● 「飲食店ポータルサイトに関する取引実態調査報告書」

「さらに、飲食店ポータルサイト以外の分野においても、各種のポータルサイトが存在するところ、本報告書と同様の論点を有すると考えられるポータルサイトについては、本報告書において提言した考え方が参考となる場合もある。」（79頁）

# 制度概要

## ■ 「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律」(昭和22年7月施行)

- 経済秩序における基本法、経済法の中核をなす法律 (泉水文雄「独占禁止法」(有斐閣・2022) 2頁)

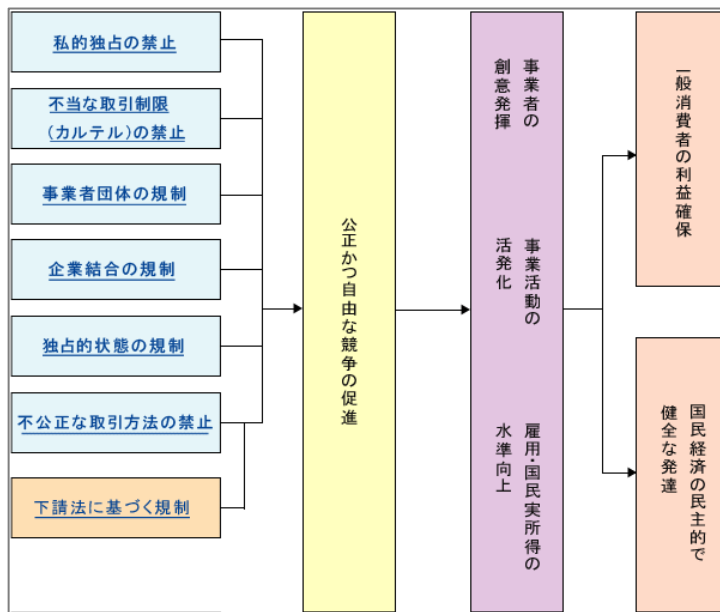
### ● 起源

#### USの反トラスト法

- Sherman Antitrust Act(1890): カルテルなどの取引制限 (Restraint of Trade) 及び独占化行為 (Monopolization) を禁止
- Clayton Antitrust Act(1914): シャーマン法違反の予防的規制を目的とし、競争を阻害する価格差別の禁止、不当な排他的条件付取引の禁止、企業結合の規制、3倍額損害賠償制度等
- FTC法(1914): 不公正な競争方法 (Unfair Methods of Competition) 及び不公正又は欺瞞的な行為又は慣行 (Unfair or Deceptive Acts or Practices) を禁止

日本は、加、米に続いて世界で3番目

### ● 規制内容



出典: <https://www.jftc.go.jp/dk/dkgaiyo/gaiyo.html>

# 優越的地位の濫用

## ■ 独禁法2条9項5号

⑨ この法律において「不公正な取引方法」とは、次の各号のいずれかに該当する行為をいう。

(略)

五 自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、次のいずれかに該当する行為をすること。

イ 継続して取引する相手方(新たに継続して取引しようとする相手方を含む。ロにおいて同じ。)に対して、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を購入させること。

ロ 継続して取引する相手方に対して、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させること。

ハ 取引の相手方からの取引に係る商品の受領を拒み、取引の相手方から取引に係る商品を受領した後当該商品を当該取引の相手方に引き取らせ、取引の相手方に対して取引の対価の支払を遅らせ、若しくはその額を減じ、その他取引の相手方に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施すること。

# 優越的地位の濫用

## ■ 判断構造



出典：[https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu\\_files/yuuetsu.pdf](https://www.jftc.go.jp/houdou/panfu_files/yuuetsu.pdf)

# 優越ガイドライン

## 「優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」

- 平成21年改正を踏まえて、2010年に公表された
- 当事者主義のもとで、自己の有利になるように援用する（村上正博「独占禁止法 [第10版]」（弘文堂・2022）583頁）
- 優越的地位の認定において最も重要な要素は、「取引先の変更可能性」であると考えられる（前掲泉水・504頁）

### ◆ 「自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して」の考え方

取引の一方の当事者(甲)が他方の当事者(乙)に対し、取引上の地位が優越しているというためには、市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位である必要はなく、取引の相手方との関係で相対的に優越した地位であれば足りると解される。甲が取引先である乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合である。

この判断に当たっては、乙の甲に対する取引依存度、甲の市場における地位、乙にとっての取引先変更の可能性、その他甲と取引することの必要性を示す具体的事実を総合的に考慮する。

### ◆ 「正常な商慣習に照らして不当に」の考え方

「正常な商慣習に照らして不当に」という要件は、優越的地位の濫用の有無が、公正な競争秩序の維持・促進の観点から個別の事案ごとに判断されることを示すものである。ここで、「正常な商慣習」とは、公正な競争秩序の維持・促進の立場から是認されるものをいう。したがって、現に存在する商慣習に合致しているからといって、直ちにその行為が正当化されることにはならない。

### ◆ 優越的地位の濫用となる行為類型

前記第4の1、第4の2及び第4の3(1)から(4)までの行為類型に該当しない場合であっても、取引上の地位が優越している事業者が、取引の相手方に正常な商慣習に照らして不当に不利益となるように取引の条件を設定し、若しくは変更し、又は取引を実施する場合には、優越的地位の濫用として問題となる。

一般に取引の条件等に係る交渉が十分に行われないときには、取引の相手方は、取引の条件等が一方的に決定されたものと認識しがちである。よって、取引上優越した地位にある事業者は、取引の条件等を取引の相手方に提示する際、当該条件等を提示した理由について、当該取引の相手方へ十分に説明することが望ましい。



# 優越ガイドライン

## ■ 2条9号5号口の想定例

- ① 取引の相手方が取引に係る商品を実際使用し、又は役務の提供を実際に受けた後に対価の支払を受けることとされている場合において、自己の一方的な都合により、当該取引の相手方がまだ実際に商品を使用していない又はまだ役務の提供を実際に受けていないにもかかわらず、当該取引の相手方に対価を前倒して支払わせること。
- ② 特定の仕様を指示して部品の製造を発注し、これを受けて取引の相手方が既に原材料等を調達しているにもかかわらず、自己の一方的な都合により、当該取引の相手方が当該調達に要した費用を支払うことなく、部品の発注を取り消すこと。
- ③ 取引の相手方に対し、新たな機械設備の導入を指示し、当該機械設備の導入後直ちに一定数量を発注することを説明して発注を確約し、当該取引の相手方が当該機械設備の導入等の取引の実現に向けた行動を採っているのを黙認していたにもかかわらず、自己の一方的な都合により、発注数量を著しく減少する又は発注を取り消すこと。
- ④ 取引の相手方に対し、債務超過等業績不振な会社の振り出した手形、手形サイトが著しく長い手形等の支払期日までに一般の金融機関による割引を受けることが困難な手形を交付し、通常よりも割高な割引料を負担させること。
- ⑤ 取引の相手方に対し掛け売りに伴う債権保全のために必要な金額を超えた、著しく高額な保証金を一方的に定め、当該保証金を預託させること。
- ⑥ 取引の相手方が納期までに納品できなかった場合又は取引の相手方が納入した商品に瑕疵があった場合に、当該取引の相手方に対して課すペナルティについて、その額や算出根拠等について当該取引の相手方と十分協議することなく一方的に定め、納品されて販売していれば得られた利益相当額又は当該瑕疵がなければ得られた利益相当額を超える額を負担させること。

# 独禁法に基づく差止請求

## ■ 根拠条文

第十九条 事業者は、不公正な取引方法を用いてはならない。

(略)

第二十四条 第八条第五号又は第十九条の規定に違反する行為によつてその利益を侵害され、又は侵害されるおそれがある者は、これにより著しい損害を生じ、又は生ずるおそれがあるときは、その利益を侵害する事業者若しくは事業者団体又は侵害するおそれがある事業者若しくは事業者団体に対し、その侵害の停止又は予防を請求することができる。

第二十五条 第三条、第六条又は第十九条の規定に違反する行為をした事業者(第六条の規定に違反する行為をした事業者にあつては、当該国際的協定又は国際的契約において、不当な取引制限をし、又は不公正な取引方法を自ら用いた事業者に限る。)及び第八条の規定に違反する行為をした事業者団体は、被害者に対し、損害賠償の責めに任ずる。

② 事業者及び事業者団体は、故意又は過失がなかつたことを証明して、前項に規定する責任を免れることができない。

第二十六条 前条の規定による損害賠償の請求権は、第四十九条に規定する排除措置命令(排除措置命令がされなかつた場合にあつては、第六十二条第一項に規定する納付命令(第八条第一号又は第二号の規定に違反する行為をした事業者団体の構成事業者に対するものを除く。))が確定した後でなければ、裁判上主張することができない。

② 前項の請求権は、同項の排除措置命令又は納付命令が確定した日から三年を経過したときは、時効によつて消滅する。

# 独禁法に基づく差止請求（24条）

- 改正経緯（白石忠志「独占禁止法 第3版」（有斐閣・2016）724頁）
  - 通産省が研究会を開催して導入を提唱
  - 公取委がみずから研究会を開催し検討した上で、法案を作成
  - 平成12年改正で新設
- follow-onの民事裁判：公取委が取り上げた事件についてさらに  
stand-aloneの民事裁判：取り上げない事件について裁判所の判断を受け  
ることができるようにする
  - 25条訴訟：確定命令前置主義（26条1項）
    - ▶ 特殊な後追い型の損賠請求（村上正博「独占禁止法 [第10版]」（弘文堂・2022）587頁）
- 独禁法24条と並ぶべきは、民法709条（前掲白石・724頁）
- 不正競争防止法3条の差止請求と異なり、「営業上の損害」に絞っていない
  - ▶ 消費者でも請求権を持ち得る（前掲白石・728頁）
- 故意過失不要（不正競争防止法の差止請求と同様）
- 公取委の関与
  - 裁判所からの通知（79条1項）
  - 求意見、意見陳述権（79条2項、3項）
    - ▶ 本件訴訟において、公取委は初めて意見を求められ、意見書を提出（前掲泉水・734頁）



# 独禁法に基づく差止請求

## ■ 公取委の年次報告

- 第24条に基づく差止請求訴訟：裁判所からの通知に基づく

第4表 令和3年度に係属していた独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟		
裁判所 事件番号 提訴年月日	内 容	判 決 等
東京地方裁判所 令和元年(ワ)35167号 令和元年12月25日	被告は、被告が製造・販売するプリンタにおいて、原告らが販売する互換品カートリッジを使用できなくする機構を設けた。このことにより、原告らが販売する互換品カートリッジを被告の製造・販売するプリンタにおいて利用されるカートリッジ市場から排除しており、かかる行為は抱き合わせ販売又は競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	令和3年9月30日 請求一部認容 (独占禁止法第24条に基づく請求については棄却)
大阪地方裁判所 令和2年(ワ)10073号 令和2年10月27日	被告は、被告が販売するインクカートリッジについて、これらを再利用したインクカートリッジを使用した場合は、通常のインクカートリッジが有する消費者に不測の被害を生じさせないための機能が発揮できず、プリンタ自体の故障の原因となるような設計とし、原告を含む被告以外の競合する事業者が被告が販売するインクカートリッジの再生品を製造、販売することを妨げることにより、被告が販売するインクカートリッジ市場への再生品の参入を妨害しており、かかる行為は抱き合わせ販売及び競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	(係属中)
東京地方裁判所 令和2年(ワ)12735号 令和3年4月6日	被告は、被告が運営する飲食店ポータルサイトに掲載する店舗の点数の算出方法について、原告が運営するようなチェーン店については、そのことを理由に下方修正するようなルールを設定・運用しており、かかる行為は差別的取扱い又は優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	令和3年7月1日 独占禁止法第79条第2項に基づく意見 令和3年9月16日 公正取引委員会 意見書提出  (係属中)

令和3年度年次報告 ([https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/r3nenpou/r3nenpou\\_3syou.pdf](https://www.jftc.go.jp/soshiki/nenpou/r3nenpou/r3nenpou_3syou.pdf)) より抜粋・一部編集

# 独禁法に基づく差止請求

## ■ 公取委の年次報告（平成29年度～令和2年度掲載分を抜粋。なお、平成29年度報告より以前の方が事件数が多い。）

東京地方裁判所 27(ワ)9337 平成27年4月3日 ↓ 東京高等裁判所 28(ネ)5514 平成28年10月20日 ↓ 最高裁判所 30(オ)177 30(受)223 平成29年11月8日	太陽電池に用いられるポリシリコンの供給者である被告らが、優越的地位を利用して原告に対し一方的に、10年にわたり固定の長期契約価格で購入する旨や転売禁止の旨等を含む不利な契約を設定し実施している行為は、優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成28年10月6日 訴え却下 平成29年10月25日 控訴棄却 平成30年10月23日 上告棄却及び上告 不受理	神戸地方裁判所 28(ワ)1708 平成28年9月1日	第一種旅行者である被告が、被告との間で募集型企画旅行契約を締結する消費者に対し、当該契約締結後、優越的地位を利用して、旅行中に消費者に被害が発生した場合の被告に対する損害賠償請求権の一部免責を内容とする特約の締結をさせる行為は、優越的地位の濫用に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年8月9日 和解
大阪地方裁判所 28(ワ)229 平成28年1月13日 ↓ 大阪高等裁判所 30(ネ)1142 平成30年4月10日	医薬部外品、化粧品の製造者である被告が、「定価」より低い価格で被告の商品をインターネットで販売している原告に対し、平成27年4月に発売された新商品の供給を行わなかったこと、及び平成28年4月以降従来品の供給も停止するとしていることは、再販売価格維持行為に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年3月23日 請求棄却 平成30年6月5日 控訴取下げ	さいたま地方裁判所 川越支部 28(ワ)870 平成28年11月21日	被告は原告に対し、新車自動車を販売する際に、検査登録手続代行契約を伴わない新車自動車の販売はしないとの販売方法を採用した。これが抱き合わせに該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成29年5月9日 請求認諾
東京地方裁判所 28(ワ)20683 平成28年6月23日 ↓ 東京高等裁判所 30(ネ)2793 平成30年5月23日 ↓ 最高裁判所 31(オ)216 31(受)263 平成30年11月7日	原告は、訴外Aとの間で、LPGガス供給設備を無償で施工する代わりに、本件賃貸物件に継続的、安定的にLPGガスを供給する覚書を交わした。それにもかかわらず、原告と競争関係にある被告が、建物所有者である共同被告Yとの合意により、供給設備を交換し、本件建物へのLPGガス供給を始めたことは、競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成30年5月10日 請求棄却 平成30年10月25日 控訴棄却 令和元年9月19日 上告棄却及び上告 不受理	東京地方裁判所 29(ワ)20940 平成29年6月22日	原告は、原告を懲戒相当とする被告の決定が取引妨害等に該当するとして、懲戒処分の差止めを求める前訴（民事訴訟）を提起した。しかし、裁判所は、かかる差止めの訴えは、行政訴訟によるべきであるとして、これを却下した。そこで、原告は行政訴訟として、かかる懲戒処分の差止めを求めるとともに、当該処分が会員の機能又は活動を不当に制限するものであることから、民事訴訟として、懲戒手続の進行の差止めを求めるもの。	平成29年7月12日 訴え取下げ
東京地方裁判所 29(ワ)22876 平成29年7月7日	原告及び被告は、訴外A1が製造するソフトの輸入販売代理店であり、ソフトの一部を、それぞれ訴外A2を介して顧客に販売している。訴外A2は顧客にソフトを販売するとともに、顧客との間でソフトの保守契約を締結している。原告は、訴外A2から、顧客Xの保守契約の延長を受注した旨連絡を受けたため、訴外A1に保守契約延長に必要なメンテナンスコードの発行を依頼したが、被告は、別途、顧客Xから保守契約の延長を受注した旨虚偽の情報を訴外A1に伝えていたことから、原告は訴外A1からメンテナンスコードを入手できず、訴外A2にメンテナンスコードを納品することができなかった。被告のかかる行為は、原告の訴外A2に対するメンテナンスコードの納品をできなくさせる行為であるから、競争者に対する取引妨害に該当するとして、当該行為の差止めを求めるもの。	平成29年8月25日 訴え取下げ	東京地方裁判所 平成30年(ワ)6919号 平成30年3月6日	被告は、原告が宣伝広告に用いている表示とほぼ同一の表示を顧客誘引のための宣伝広告に使用している。しかし、被告は、被告が使用している表示に記載された実績を上げた事実はなく、かかる行為は虚偽表示によるぎまんの顧客誘引に該当するとして、当該表示の使用禁止及び抹消を求めるもの。	和解

# 独禁法に基づく差止請求への期待

## ■ 令和3年 委員長と記者との懇談会概要(令和3年10月)

(答) これは私の推測ですけれども、おっしゃるような状況の中でアップル側もこういう対応をしてきたという面はあるのだろうと思います。したがって、海外当局だけでなく、いろいろな訴訟等も、そういう意味では、GAF Aに対する牽制として利いてきているのだろうと思います。日本は、残念なことに、民事訴訟を起こして独禁法を問題にする例というのはそんなにありません。ただ、先日、カクコムとの関係で独占禁止法第24条に基づく差止請求訴訟が行われて、裁判所から公正取引委員会に対して初めて意見を求められ、意見書を提出したといったことがありました。経済界や企業の皆さんに私が言いたいのは、取引の実情について公正取引委員会にいろいろと情報提供していただくだけでなく、独占禁止法を使って、競争環境を整備するという作業は皆さんでもできるんだということを改めて認識してもらえるとありがたいということです。競争法を使っているいろいろなことをやっていってもらいたい時代であっていいのではないかというのが、この1年、公正取引委員会で過ごした私の率直な印象であります。



# 関連裁判例

## 飲食店 vs 食べログ 裁判

### 食べログと取引関係にない…不法行為法 ▶ 何を請求原因とするか??

#### ● 佐賀市の飲食店による訴訟（平成22年9月ころ）

- 判例DBに掲載ナシ、和解で終わった模様
- 外観やメニューを変更したものの、掲載内容が変更されず、店舗情報の削除を要求したが受け入れられず、訴訟提起（J-CASTニュース、<https://www.j-cast.com/2010/09/10075536.html?p=all>）

#### ● 大阪市のバー運営会社による訴訟（日本経済新聞、<https://www.nikkei.com/article/DGXLASDG23HBCU5A220C1CC0000/>）

- 看板が無くインターホンで解錠を求めるバーが、店舗情報の削除を請求したが、平成27年2月24日、請求棄却
- 「食べログは批判的な評価も含め情報操作をせず、ユーザーの情報を提供している。一般的な公開情報は掲載するという方針で削除の申し入れに応じなかったにすぎず、悪質で違法な権利侵害とはいえない」

## 店舗会員との間の訴訟

#### ● 平成26年9月4日 札幌地裁 平25（ワ）886号（[https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei\\_jp/462/084462\\_hanrei.pdf](https://www.courts.go.jp/app/files/hanrei_jp/462/084462_hanrei.pdf)）

- 不正競争防止法の著名表示冒用行為、及び人格権に由来する名称権等の侵害を理由として削除請求したが棄却
  - 著名性を欠く、「自己の商品等表示として」の表示ではない
  - 「法人は、その名称を他の法人等に冒用されない権利を有し、これを違法に侵害されたときは、加害者に対し、侵害行為の差止めや損害賠償を求めることができる」→ 冒用ではない



# 関連裁判例

## 会員店舗が食べログに対しインターネットアーカイブへの削除要請を請求

平成29年 8月 8日 東京地裁 平28 (ワ) 28265号 (請求棄却、確定)

- ◆ 原告は、被告の無料店舗会員として店舗会員規約に同意 → 被告が、原告が一般に公開していない本件店舗の情報を無断で本件ウェブサイトに掲載した → アメリカ合衆国カリフォルニア州サンフランシスコ市所在のインターネットアーカイブ (Internet Archive. ) に掲載された
- ◆ 原告が有する本件店舗の情報を公開するか否かを選択する権利を故意に侵害されたとして、営業権の侵害に対する妨害排除請求権に基づき、米国法人に対して削除の要請をすることを求めるとともに、被告が同要請を行わないことが不法行為に該当するとして、損害賠償等の支払を求めた事案

### ● 判旨

- 原告は本件ウェブサイト上に本件店舗ページが作成された後、**自ら、被告の無料の店舗会員となって**、本件店舗に関する情報を編集・公開していたほか、被告が提供する店舗を宣伝するための有料サービスも利用し、本件ウェブサイト上に名称等の情報が掲載された本件店舗ページが存在することを前提とした上で、これを原告の事業活動に利用していたものと認められる。このような事情に照らすと、原告は、本件ウェブサイト上に、**本件店舗の情報が掲載された本件店舗ページが存在することを甘受し、これを利用していたものといわざるを得ない**
- 本件情報に掲載された口コミは、主に本件店舗利用者の感想が述べられているにとどまり、原告自身が公開していた以上の店舗情報を具体的に記載するものとも認められず、これらの投稿により、直ちに原告が主張する本件店舗に関する情報をコントロールする権利が侵害されるものとはいえない上、そのほか、同口コミの内容自体によって、原告の何らかの権利が侵害されたことを認めるに足りる的確な証拠はない
- 本件情報に掲載された本件店舗情報が、**当初は原告の同意を得ることなく公開・掲載されたものであったとしても、同情報の掲載をもって、原告が主張するような本件店舗の情報のコントロールに関する原告の権利を始め、原告の何らかの法的権利が侵害されているものとは認め難い**
- 原告は、被告が本件要請に応じないことにより、原告が想定していない客が本件店舗を訪れたり、電話をかけるなどしていることにより、本件店舗の営業自体に支障が生じていることを指摘しているが、**このような営業上の支障が、被告が本件要請に応じないことによって生じているものであることを明確に認めるに足りる証拠はない**
- **被告は、原告からの要請に応じ、本件ウェブサイト上の本件店舗ページの削除には応じており**、現在も本件情報を掲載しているのは、第三者であるインターネットアーカイブであることが認められることに照らせば、被告が本件要請に応じないことが、直ちに違法とまで評価できるものではない
- **本件利用規約等は、被告に、問題のある口コミの削除を義務づけるものではないものというべき上**、本件情報に含まれる口コミが、直ちに原告が主張する本件店舗に関する情報をコントロールする権利が侵害されるものとはいえず、同口コミの内容自体によって、原告の何らかの権利が侵害されたことを認めるに足りる的確な証拠もないことは既に判示したとおりであるから、被告には、これらの口コミを削除する法的義務が生じているとはいえない

# 関連裁判例

## 飲食店 vs レストラン紹介サイト？ 裁判

平成28年 9月29日 東京地裁 平27 (ワ) 35625号 (請求棄却)

平成29年 3月22日 東京高裁 平28 (ネ) 4912号 (控訴棄却)

### ● 概要

- 原告は、完全紹介制の飲食店
- 店舗情報、及び、「不特定多数に飲食物を供する飲食店は社会的な責任を負い、食品衛生法又は条例に基づく営業許可を要し、所在地の記載された営業許可証を店内に掲示する義務があります。店舗の方針とは言え、連絡先を非公開にすることは無責任な行為と考えます。」という口コミの削除を求めて訴訟提起

### ● 被告がサイト運営者なのかという争点

被告が本件サイトを運営・管理していることを認めるに足る証拠は存在しない

### ● 共同不法行為責任についての原審判旨

- 間接強制を命ずることによって被告に金銭を支払わせたとしても、被告が本件サイトに係る情報を削除できることにはならない
- 原告は広く一般人を対象として飲食店営業を行っているのであるから、原告が具体的な損害として主張する予約のない顧客の来訪については、**一定程度は甘受しなければならない立場**
- その内容からすると、連絡先を非公開にする本件店舗の方針を**非難するもの**であるとは言えるが、**掲載者の主観的な感想や意見を述べているにすぎず**、また、食品衛生法又は条例との記載部分は、営業許可証の店内への掲示義務を指摘するものであり、連絡先の公開義務について述べるものでもなく、掲載者の意見や感想を述べる根拠として記載されてはいるものの、**普通の読み方をすれば**、原告の方針として、連絡先を非公開にしているという程度の印象を抱かせるにとどまり、連絡先を非公開にする原告が食品衛生法又は条例に違反しているとの印象を抱くとは言いがたい

### ● 控訴審判旨

- 本件サイトにおける本件店舗の名称及び住所の記載は、既に公開されている法人の情報及びグルメサイトの情報が掲載されているにとどまることや、控訴人が飲食店営業を行う者として公衆衛生の観点から社会的責任を負っていることを踏まえると、控訴人において本件店舗の名称及び住所を秘匿したいと考えていることを考慮しても、上記のように批判することを目的として本件店舗を特定するためにその名称及び住所を掲載したことが社会的相当性を欠いた行為であると解することはできない

# 関連裁判例

優越的地位の濫用



独禁法第24条



9件@Westlaw

▶ **優越的地位の濫用を理由として独禁法第24条の差止請求を認めた裁判例ナシ**  
**優越的地位は認めたが濫用でないとした裁判例3件**

1

平成13年7月12日 東京地裁 平13 (ワ) 8845号 (判時1776-108)

東京弁護士会がその綱紀委員会に対し非弁提携疑いを理由としてなした調査命令について、対象弁護士が東弁に対し独禁法24条違反を理由に調査命令の差止めを請求した事案

**非弁提携疑いという特殊事案**だが、極めて例外的な場合に独禁法第24条に基づく請求があり得ることを判示した事案

● **判断**

請求棄却 (控訴審はDBに掲載ナシ)

● **判旨**

- **特段の事情がない限り、調査の対象とされることによって弁護士が受ける不利益を独占禁止法二四条にいう「著しい損害」として評価することはできない**
- その程度の不利益を与えるにすぎない行為を独占禁止法二条九項が不公正な取引方法の要件として規定する「公正な競争を阻害するおそれがある行為」に当たると評価することもできない
- **特段の事情がある場合とは、弁護士会の懲戒処分が弁護士の品位を保持する上で果たすべき重要な機能を考慮すると、調査対象の非行事実が懲戒事由に当たらないことが明らかであるとか、調査対象の非行事実を根拠づける証拠が全くないなど、所属の弁護士に懲戒の事由があると思料すべき事由が存在しないにもかかわらず、弁護士会がその弁護士の事業活動を妨害することを目的としてあえて調査を行っていることが明白であるような極めて例外的な場合に限られる**



# 関連裁判例

2

## 〔三光丸事件〕

平成16年 4月15日 東京地裁 平14 (ワ) 28262号 (判タ1163-235、判時1872-69)

- ◆ 配置薬である三光丸の製造及び卸売業者である被告と、被告から三光丸の供給を受け、各顧客（得意先）に対しこれを配置販売する配置業者である原告らとの間において、被告が原告らに本件新規契約の締結を提案したにもかかわらず原告らがこれを拒絶したことから（なお、原告X10については、いったんはX10新契約の締結に応じたが、その後これを強迫を理由として取り消したことから）、被告が原告らに対し、本件解約の申入れをし、本件出荷停止の措置をとったため、その是非をめぐって、独占禁止法違反、民法上の本件解約の効力等が争われた事案
- ◆ 優越的地位の濫用への該当性については、新取引規定中の顧客情報報告条項（①）、及び、譲渡先制限条項（②）について争われた
  - ▶ **優越的地位にはあるが、濫用ではない**とされた事案

### ● 判断

一部認容※、一部却下、一部棄却（控訴審はDBに掲載ナシ）

※原告の一部について、商品供給契約の解約の効力が認められないとして、契約に基づく買主の地位を有する確認請求が認容された

### ● 判旨

- ・ ここで規定されている「優越的地位」とは、**一方が相手方に対して相対的に優越的地位にあれば足りる**
- ・ 相対的に優越した地位にある事業者であるとすれば、市場における競争を阻害することは十分に可能である。そうであれば、市場支配的な地位又はそれに準ずるような**絶対的な優越がなければ、不公正な取引方法（一般指定）14項の適用がないと解することは、独占禁止法の趣旨を極めて限定してしまうことになって妥当ではない**
- ・ 被告と原告らとの間の三光丸の取引は、**15年ないし100年以上の長期**に及んでいるところ、証拠（略）によれば、原告らは、得意先に「三光丸」印の配置箱を置き、得意先から三光丸さんの名称で呼ばれ、自らの営業拠点等に三光丸の広告を出すなど、三光丸の配置販売にあたっては、**専ら三光丸のブランドイメージに依存していることが認められる**。また、（略）原告らにとって、三光丸は**廻商活動を行ううえでの中核商品**であり、**取扱商品に占める割合も相当程度高いこと**が認められる。これらの事実を照らすと、**原告らが、三光丸を商品から失うとともに、永年利用してきた三光丸ブランドの使用を止め、自己の商標等の新しいブランドにより他の商品により廻商を行うことについては多大の困難が伴うことが予想される**というべきである。そうであるとすれば、**原告らの営業における三光丸取引への依存度は相当程度高いものであると認めざるをえず**、本件三光丸取引に関しては、被告は原告らに対する関係では、**取引依存性に基づく優越性があるというべき**であり、その余の点につき判断するまでもなく、被告は原告らに対して、**優越的地位にあるものと認めるのが相当である**。

# 関連裁判例

2

## 〔三光丸事件〕

### ● 判旨（続き）

- ① 優越的地位の濫用を基礎付ける要件である原告らの不利益性を認めることはできず、結局、新取引規定中の顧客情報報告条項の締結を求めることが独占禁止法上違法とされる優越的地位の濫用には該当しない
- 昨今の情報化社会においては、そのような個人情報自体が取引の対象とされていることは公知の事実であり、その意味では、顧客情報自体に財産的価値を認める余地はあると言えるが、仮に、これらの情報に財産的価値を認めることができるとしても、（略）被告は本件顧客情報を一定の目的以外に使用しないことを確約しているのであって、それ以外の目的に使用するというのは、原告らの臆測にすぎないというべきであるから、これをもって不利益な取引条件といふことはできない
  - 原告らの提出するアンケートの結果は、その質問の方法によって結果が左右されるものであることからすれば、その記載内容は、必ずしも三光丸利用者全体の意識を反映しているとは無理がある。そして、新取引規定11条8項には本件顧客情報の保護について規定されているし（略）、被告は、本件顧客情報の取扱い等について、守秘義務を徹底し、配置研修部の社員については、他の三光丸の配置業者の得意先のない地域であることを確認するため、地域と戸数以外には具体的な住所、氏名、電話番号を知らせることはしない旨をすべての取引先の配置業者で構成される同盟会に対して書面をもって確約しており（略）、さらには得意先の顧客情報の提出に関する対応も配置業者がそれぞれ個別に対応し顧客の理解を得ることが可能な問題とみることもできる。また、個人情報保護法は、私企業に対しては現在施行されておらず、現段階で、原告らの不利益を検討する要素とはならないというべきである。よって、得意先のプライバシーの問題を前提とする原告らの不利益は認められない
  - 被告が本件訴訟の係属中に新たな販売会社を多数設立したことについては、被告が原告らとの間の取引終了が訴訟によって認められた場合に備えてあらかじめ企業防衛のためにとった措置とみることができるし、（略）、被告が配置業者から入手した得意先の住所、氏名及び電話番号に関する情報を、配置研修部その他の販売会社の営業に利用し、あるいは利用する意図があるといった事実を認めることはできない。この点、原告X1本店代表者は、被告ないし配置研修部その他の販売会社が原告らから提供された顧客情報をもとに、原告らの得意先に配置された配置薬を入れ替えあるいは集金するおそれがあるなどと指摘する。しかしながら、このような行為は、まさに犯罪行為にほかならないのであって、通常はおよそ生じえない事態である。そうであるとすれば、原告らの主張する不利益の実態は、何ら具体的な証拠に基づくものではなく、臆測にすぎないというべきである。また、原告らと配置研修部との間の競争それ自体を原告らの不利益というのであれば、そのような主張を採用できないことはいうまでもない。
  - これまで原告らその他の配置業者において、被告に対し、約2万件の得意先の住所、氏名及び電話番号を報告しているだけでなく、新取引規定は、原告X1本店及び原告X3薬品の各代表者が参加する同盟会幹事会において承認されたこと、配置業者からも、得意先の住所、氏名及び電話番号の提供についてこれを支持する旨の意見も表明されていることが認められる。（略）以上のとおりである、被告が本件顧客情報を管理することによる原告らの不利益を認めることはできない。
- ② 被告は、配置業者による得意先の譲渡に関しその価格に干渉することはできず、配置業者が定めた対価自体が保証されていることが明らかであって、新取引規定中の譲渡先制限条項は、何ら原告らに不利益を及ぼすものではない
- 独占禁止法違反の点については、新取引規定中の地域制限条項は、厳格な地域制限や地域外顧客への販売制限（拘束条件付取引）に該当しないし、被告が原告らとの関係で優越的な地位にあることは認められるが、本件新規契約の締結の申入れにつき原告らの主張するような不利益は認められない

# 関連裁判例

3

## 平成19年10月15日 東京地裁 平19 (ワ) 10892号

- ◆ 東京都石油商業組合が、①Y1に対して、その運営するサービスステーションAでガソリンの不当廉売を行わないよう、また、②Y2に対し、Y1が不当廉売を行えるように他の系列特約店と差別して理由のつかない安い価格でY1に対しガソリンを販売しないよう、独禁法第24条に基づいて差止めを求めた事案。
- ◆ Y2が、Y2は原告との間には取引関係がないから、優越的地位の濫用ということはある旨を主張。

▶ 原告は、「利益を侵害され、又は侵害されるおそれのある者」に非該当であるとして、優越的地位にあるのか、あるとして濫用なのかについては判断しなかった

### ● 判断

請求棄却（確定）

### ● 判旨

- ここでいう利益とは、公正かつ自由な競争が行われている市場において取引を行っていく上で得られる利益をいうと解するのが相当である
- 原告自身はガソリンの販売を行っているわけではないから、被告らの上記各行為によって原告の利益が侵害され、又は侵害されるおそれがあるとはいえない
- 原告は、組合員が廃業したことにより原告に入るべき組合費が減少したし、Aに対する不当廉売等の調査を公正取引委員会に依頼するに当たり、データの収集及び確認作業、申告書の作成等を行い、労力と時間を費やした旨主張するが、これらは上記にいう利益には当たらない

# 関連裁判例

4

## 〔商標「コンバース」事件〕

平成21年 7月23日 東京地裁 平18 (ワ) 26725号

原告I社が日本において商標権を取得し、その子会社2社に独占的通常使用権を許諾。被告は、米国における真正商品を並行輸入したという、メインの争点は並行輸入の事案

**正当な商標権行使であるとして優越的地位の濫用の判断には踏み込まなかった**

### ● 判断

商標権侵害に基づく差止め等を求めた第1事件：一部認容

商標権侵害不存在確認等を求めた第2事件：請求棄却（控訴）

### ● 判旨

- 原告らによる小売店に対する要請（新米国コンバース社の商品を販売しないこと、新米国コンバース社の商品を原告商品と同一価格で販売すること、原告商品を一定価格以上で販売すること）への対応内容によって不平等な取扱いを行っており、これが取引条件等の差別的取扱い（一般指定4項）、排他条件付取引（同11項）、拘束条件付取引（同13項）及び**優越的地位の濫用（同14項）に該当すると主張する** → **被告の主張には理由がない**
  - 被告の並行輸入の抗弁が認められず、被告による新米国コンバース社製の靴の輸入販売行為につき商標権侵害の違法性が阻却されないことは既に説示したとおりであるから、仮に被告が主張するような原告伊藤忠の行為があったとしても、これらの行為は**正当な商標権行使**である
    - ◆ 並行輸入については
      - 外国における商標権者である新米国コンバース社と我が国の商標権者である原告伊藤忠とは、法律的にも経済的にも同一人と同視し得るような関係にあったと認めることはできず、同一人性の要件を充たすとは認められない
      - 原告らと新米国コンバース社との間において、品質管理に関する契約があったと認めることはできないこと、原告コンバースフットウェアは新米国コンバース社の設定する品質管理基準とは異なる独自の品質管理基準を設定し、これに基づいて試験を実施して品質管理を行っていることからすれば、原告伊藤忠は直接的にも間接的にも、新米国コンバース社の商品の品質管理を行い得る立場にあるとは認められず、また、新米国コンバース社の商品と原告商品とが実質的に差異がないと認めることもできないから、品質管理性の要件を充たすとは認められない
  - 再販売価格の拘束の行為主体は商品の供給者であって、原告らは新米国コンバース社の商品の供給者ではない
  - 原告らが小売店に対して**原告商品を一定以上の価格で販売するよう要請している行為**は再販売価格の拘束（一般指定12項）に該当すると主張する。しかしながら、そもそも、仮に上記行為があったとしても、**それにより被告の何らかの利益が害されたと認めることはできない**



# 関連裁判例

5

平成23年12月22日 東京地裁 平21 (ワ) 29786号 (判タ1377-221、判時2148-130、金商1385-10)

被告との間でフランチャイズ契約を締結してコンビニエンス・ストアを経営する原告らが、公共料金等取納代行サービス等に関する業務及び深夜営業を強要されているとして、優越的地位の濫用に該当し独禁法19条に違反する旨を主張して、24条に基づく差止請求として、本件対象業務 (①) 及び本件深夜営業 (②) の強要の禁止並びに当該契約中の該当条項の削除を求めた事案

▶ **優越的地位にはあるが、濫用ではない**とされた事案

## ● 判断

請求棄却 (控訴)

## ● 判旨

- ①原告らは、被告から、その保有するコンビニエンス・ストア事業に係る経営ノウハウの使用を許諾され、これに依拠して本件各店舗を経営しており、商品の仕入れについても被告に大きく依存していること、②原告らは、開業時に少なくとも250万円の初期投資をしている上、本件基本契約等では、契約期間は15年間という長期間に及ぶものとされており、契約の終了後、Aタイプの加盟者については、少なくとも1年間はコンビニエンス・ストア営業を行うことができず、Cタイプの加盟者については、直ちに被告に店舗を返還するものとされていること、③被告は、全国37都道府県に1万店舗以上の加盟店を擁し、年間2兆円以上の売上高を有しているのに対し、原告らは、いずれも年間売上高が数億円程度にとどまる中小規模の小売業者であることを指摘することができる。これらの諸点に照らすと、**原告らと被告との間には、原告らにとって被告との取引を継続することができなくなれば事業経営上多大な支障を来すという関係があるといえるから、本件基本契約等締結後における被告の取引上の地位は、原告らに対して優越しているものといえる**
- ① 確かに、本件基本契約等には、本件対象業務に関する明文の規定がない → とりわけ被告における取納代行サービス等の推移や実施状況、被告の加盟希望者に対する情報提供、本件対象業務の内容やこれによる負担の軽重等に照らすと、被告が原告らに対して本件対象業務を行うことを求めることは、**正常な商慣習に照らして不当に原告らに対して不利益を与えるものではなく、独占禁止法2条9項5号ハ所定の「不公正な取引方法（優越的地位の濫用）」に当たるとはできない**
- ② 本件深夜営業の義務が定められた本件付属契約を締結した上で、本件フランチャイズ・チェーンに加盟したというのであるから、原告らが本件基本契約等に基づき本件深夜営業を行う義務を負うことは明らかである。(略) **被告が本件基本契約等の変更を拒み、本件深夜営業を行うことを原告らに求めることは、正常な商慣習に照らして不当に原告らに対して不利益を与えるものではない**

# 関連裁判例

## 控訴審（平成24年6月20日 東京高裁 平24（ネ）722号）

優越的地位の争点については下記を付加して原審の判断を維持

- **本件深夜営業は、本件条項に基づく控訴人らの法的義務である**（原判決4頁15行目から5頁1行目まで）から、控訴人らが、本件深夜営業が経済的に不利益であると感じた後に、被控訴人が控訴人らに対し本件深夜営業を続けるように求めることが、直ちに優越的地位の濫用に当たるとはいえない。
- 深夜のコンビニエンス・ストア等における強盗事件は、近時、減少傾向にあり、被控訴人のフランチャイズ店における強盗事件の発生率が他社よりも高いという状況にはなく、深夜の時間帯における強盗事件の発生状況が、本件基本契約等の前提事実を損なうほどには至っていないこと、被控訴人も強盗被害の発生を防止するための方策を講じていることは原判決説示のとおりであるから、**深夜営業中の強盗被害の発生の可能性は、被控訴人が優越的地位を濫用していることの根拠とはならない。**

# 関連裁判例

6

平成26年 6月19日 東京地裁 平23 (ワ) 32660号 (判タ1405-371、判時2232-102)

- ◆ 戸建て向けFTTHサービスを提供するためにNTT東日本及びNTT西日本の設置する設備に接続しようとするソフトバンクテレコム及びソフトバンクBBが、接続の単位を1分岐単位としOSU等を共用する方式での接続をNTT側が拒否したことは電気通信事業法に基づく接続義務に違反するものであり、不当取引拒絶又は優越的地位の濫用に該当し独禁法19条に違反する旨を主張して、24条に基づく訴訟を提起した事案
- ◆ **電気通信事業法上、大臣認可が必要な行為を独禁法24条に基づき義務付けることはできないとした事案**

## ● 判断

一部棄却、一部却下 (確定)

## ● 判旨

- 不公正な取引方法に係る規制に違反する行為が不作為によるものである場合もあり得ることから考えると、**差止請求の対象である「その侵害の停止又は予防」は、不作為による損害を停止又は予防するための作為を含む**と解するのが相当
- 電気通信事業法による規制は、独占禁止法による規制を排除するものではなく、電気通信事業法に基づき総務大臣が認可した接続約款による接続が、具体的な事案において、独占禁止法違反の要件を満たす場合に、独占禁止法に基づく規制に服することがあり得ることは否定できない (前記最高裁平成22年12月17日第二小法廷判決参照)。しかしながら、前記のとおり、**被告らは、本件請求に係る接続に関する接続約款等についての総務大臣の認可がない以上、電気通信事業法上、このような接続に応じてはならない義務を課されている状況にあるといえるのであって、にもかかわらず、独占禁止法により、このような接続をしなければならない義務を被告らに課すことは、被告らに相互に矛盾する法的義務を課すことにほかならないことを考えると、独占禁止法24条に基づき、被告らに対してこのような接続を請求することはできないと**解される。

# 関連裁判例

7

平成27年 2月18日 東京地裁 平25 (ワ) 21383号 (判タ1412-265、判時2257-87)

- ◆ ブルーレイディスク製品に関する標準必須特許のライセンスプールを管理・運営するアメリカ合衆国が、BDを販売する原告の取引先の小売店3社に対し、被告の管理する特許権（日本特許を含むが、それに限られるかは争いがある。）に係るライセンスを受けていないBDの販売は特許権侵害を構成し、特許権者は差止請求権を有する旨の通知書を送付したこと（本件告知）が、不正競争（信用棄損行為）に当たるとして差止めが認められた事案
- ◆ 原告は、本件告知は優越的地位の濫用にも当たる旨を主張したが、**不正競争該当性が認められたので、優越的地位の濫用については判断されなかった**

## ● 判断

一部認容（控訴審はDBに掲載ナシ）

## ● 判旨

- （※信用棄損行為について）  
本件告知の時点では、原告はFRAND条件によるライセンスを受ける意思を有していたと認められるから、被告提示実施料がFRAND条件に違反するものであったか否かにかかわらず、被告プール特許権者が原告やその顧客である小売店に対し差止請求権を行使することは、権利の濫用として許されない状況にあったと認められる。（略）差止請求権の行使が権利の濫用として許されない場合に、差止請求権があるかのように告知することは、「虚偽の事実」を告知したものであるべきである。



# 関連裁判例

8

## 平成28年10月6日 東京地裁 平27(ワ)9337号(金商1515-42)

- ◆ 原告が、被告Y1社及び被告Y2社(以下「被告Y2社」という。)との間で締結した、本件製品に係る4件の長期供給契約について、本件各契約は、供給者である被告らが、本件製品が世界的な調達難であることに乗じ、その優越的地位を利用して、原告に一方的に不利益な契約条件を設定して応諾させたものであると主張して、被告らに対し、独禁法24条に基づき、本件各契約のうち原告に不利益な契約条項の削除及び本件製品の購入要求の差止め等を求めた事案
- ◆ 本件各契約においては、本件各契約から直接的又は間接的に生じる紛争に関してはアメリカ合衆国ミシガン州東部地区連邦地方裁判所又は米国ミシガン州サギノー郡巡回裁判所の専属管轄権に服する旨の合意がされていた **日本の裁判所が国際的裁判管轄権を有するか否かに関する中間の争いについて裁判**をすることとし、**当該中間の争いに係る裁判の内容に応じ、中間判決**(日本の裁判所が国際的裁判管轄権を有する場合)又は**終局判決**(日本の裁判所が国際的裁判管轄権を有しない場合)をすることとして、弁論を終結
- ◆ 管轄合意の適用の結果として、日本の裁判所は本件各訴えに係る国際的裁判管轄権を有しないとして訴え却下

### ● 判断

却下

### ● 判旨

- **チサダネ最高裁判決の枠組<sup>※1</sup>の下で、国際的専属裁判管轄の合意が日本の独禁法上の優越的地位の濫用によるものであることが独立の無効原因になるといえるかは疑問であるが、その点を措くとしても、(略)において認定した事情<sup>※2</sup>の下では、被告らが原告をして本件各管轄合意を締結させたことが「正常な商慣習に照らして不当」(独禁法2条9項5号柱書)なものであったと断ずることはできない**といふべきである。

(※1) 日本の裁判権を排除する旨の国際的専属裁判管轄の合意は、事件が日本の裁判権に専属的に服するものではなく、かつ、指定された外国の裁判所がその外国法上当該事件につき管轄権を有する場合には、原則として有効と解すべきであり、「はなはだしく不合理で公序法に違反する」場合は、例外的に無効になる(最高裁判所昭和45年(オ)第297号同50年11月28日第三小法廷判決・民集29巻10号1554頁)

(※2) 本件各管轄合意により専属管轄権を付与された裁判所の所在地である米国ミシガン州は、本件各契約の一方当事者であり同契約に係る本件製品の供給者である被告らの、本件各契約締結時における本店所在地であって、これらの場所は、本件製品の製造や本件各契約締結に至る交渉が行われた地であると認められる。したがって、米国ミシガン州は、本件各契約と密接に関連し、本件各契約に係る資料が多数存在する場所であると認められるから、この地に所在する裁判所に専属管轄権を付与する本件各管轄合意の内容には合理性があるといふべきである。また、(略)によれば、原告は、米国に関連法人を有しており、米国においても幅広く事業を展開していること、連結売上高1兆円超、純資産2兆円超の規模を有しており、被告らに比しても大規模な株式会社であることが認められ、原告が米国ミシガン州の裁判所において訴訟を進行する負担は大いものとはいえず、本件各管轄合意の内容は原告に著しい不利益を課すものとは解されない。実際にも、原告は、●●●その後、本件第4契約に関して、自ら米国ミシガン州サギノー郡巡回裁判所に対し、被告Y2社を相手方として訴えを提起していることは、上記認定事実記載のとおりであるから、これらの事情をも勘案すると、本件各管轄合意が「はなはだしく不合理で公序法に違反する」ということはできない。

# 関連裁判例

## 控訴審（平成29年10月25日 東京高裁 判決 平28（ネ）5514号）

原審の判断を維持して控訴棄却

### ● 判旨（優越的地位の濫用について控訴審で付加された点）

- もともと複数の国において、同じく一定の種類の行為は好ましくないため抑止すべきであるとの価値判断に基づいて法規範を設ける場合においても、具体的にいかなる要件の下で、いかなる手続を経て、どのような形で当該行為を抑止するか等については、各国の国民の意識や法文化等に依じて様々な選択肢があり得るのであり、そのような相違があること自体をもって、ある国の法制度が日本の公序に反すると直ちにいうことはできないのであって、かかる観点からは、一定の訴訟事件について、日本の絶対的強行法規の適用を排斥する結果を生じさせる国際的専属裁判管轄の合意が「はなはだしく不合理で公序法に違反する」と解し、かつ、日本の独禁法が絶対的強行法規に当たると解する立場を採るとしても、そのような理由により当該合意が無効となるのは、単に当該合意における専属管轄裁判所において、日本の独禁法が適用されないというだけでなく、当該訴訟で主張される事実について、当該専属管轄裁判所が準拠する全ての関連法規範を適用した場合の具体的な適用結果が、日本の裁判所が準拠する独禁法を含む全ての関連法規範を適用した場合の具体的な適用結果との比較において、独禁法に係る日本の公序維持の観点からみて容認し難いほど乖離したものとなるような場合に限られると解するのが相当であること、特に本件で問題となっている独禁法24条に基づく請求権は、公正かつ自由な競争秩序の回復という公益確保に資する機能を有するとはいえ、独禁法違反行為により私人が損害を被ることに対する民事的救済手段として構成されていることに鑑みると、上記のように解するのが相当といふべきであることは、前記1(4)のとおり原判決を訂正して説示したとおりであり、かつ、原判決も、これを一部訂正の上で引用する本判決も、上記の観点から本件各管轄合意について検討しているところであるから、控訴人の上記主張は採用することができない。
- 独禁法に基づく請求につき米国の裁判所が常に訴えの却下をするかどうかは、上記イのとおり明らかではなく、請求原因として独禁法違反を主張する場合にも、抗弁としての主張と同様に上記のような制限的な要件が要求されるのかどうか不明である。また、優越的濫用行為の差止めは、被控訴人らによる売買代金請求に対する抗弁によってもその目的を達し得るものであるところ、「本質的に」又は「一見して（明らかに）」との限定が加わることにより、独禁法2条9項5号八所定の優越的地位の濫用の各要件について要求される主張立証の範囲や程度が、日本の裁判所で審理される場合に比して、具体的にどの程度増大するかが明らかでなく、かかる限定が加えられているとの一事をもって、日本の独禁法の適用が一般的に期待できないとまで断ずることができないことは、原判決が説示するとおりである
- 控訴人は、上記イ以外にも、優越的地位の濫用法理と非良心性の法理の違いを主張するが、本件において、本件各管轄合意に係るミシガン州の裁判所において非良心性の法理により本件各契約又はその条項が不公正と判断される事案の範囲と、日本の裁判所において優越的地位の濫用による契約であると判断される事案の範囲に重要な差異があると認めるに足りる証拠はないし、非良心性の法理の適用によって本件各契約の契約条項が執行不能と判断されることによる救済が、優越的地位の濫用の差止請求等による救済との対比において容認し難いほど乖離したものとなるということもできない。
- なお、控訴人は、本件においては現に被控訴人らの優越的地位の濫用による公益侵害（日本市場における公正な競争の阻害）が生じているのであり、本件につき日本の裁判所に管轄が認められず、日本の絶対的強行法規である独禁法に基づく差止請求が認められなければ、日本の公益は更に大きく毀損されることになると主張するが、本案の問題についてであればともかく、本件各管轄合意の効力に関する上記判断を左右するものではない。

# 関連裁判例

9

## 令和4年6月23日 大阪地裁 令2(ワ)341号(金商1654-10)

- ◆ コンビニエンスストアのフランチャイザー(本部)である原告は、被告との間で、いわゆるフランチャイズ契約を締結していたものの、被告の異常な顧客対応及びツイッターにおける原告に対する誹謗中傷行為を理由としてフランチャイズ契約を解除したとして、被告に対し、(1) 所有権に基づく本件建物の引渡し、(2) フランチャイズ契約の解除に伴う約定の損害賠償金等の支払、(3) 本件建物の所有権侵害による不法行為に基づく賠償金の支払を求め(第1事件)、他方、被告が、(1) 当該解除は無効であると主張して、原告に対し、被告がフランチャイズ契約上の当事者の地位にあることの確認、(2) 24時間営業の要請に従わないことを理由とするフランチャイズ契約の解除が優越的地位の濫用に当たると主張して、独禁法24条に基づく侵害停止請求権又は侵害予防請求権に基づき、原告による取引拒絶の排除、(3) 原告の取引拒絶がフランチャイズ契約の債務不履行に当たると主張して、債務不履行に基づく損害賠償金等の支払を求めた事案
- ◆ 公取委は、2020年9月2日に「コンビニエンスストア本部と加盟店との取引等に関する実態調査報告書」をリリース
  - ▶ 2021年3月、フランチャイズガイドラインを改訂：**本部が優越的地位にあること前提**

### ● 判断

第1事件：一部認容、第2事件：請求棄却(控訴、控訴審はDBに掲載ナシ)

### ● 判旨

- (1) 権利の濫用について
 

(略)で説示したとおり、原告は、2月1日付け通知書において、時短営業を継続すると本件基本契約を解除する意向を表明していたものの、**その後、被告の時短営業を容認する方向に転じ、被告との間で時短営業を認める契約変更をする意向を示していたが、被告がこれに応じず、本件催告解除に至ったものである。**また、被告は、令和元年8月、「D」DMに対し、正月休業を実施する意向を示していたが(略)、原告は、飽くまで被告の接客対応を解除事由にしているものであり、令和元年10月には被告の接客対応がエスカレートし、重大事案に発展して原告のブランドイメージが毀損されるおそれがあったのであるから、被告の接客対応に緘口して正月休業を阻止するために解除したということはできない。したがって、本件催告解除が権利の濫用に当たるとすることはできず、他にこれを基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はないから、この点に関する被告の主張は採用することができない。
- 本件催告解除に至った経緯は上記(1)で説示したとおりであり、本件催告解除は、原告がフランチャイザーの地位にあることを利用して、**被告の時短営業を拒絶するためになされたものではなく、他に本件催告解除が優越的地位の濫用に当たることを基礎付ける事実を認めるに足りる証拠はない**

# ディスカッションポイント

---

1. 本判決の結論に賛成ですか、反対ですか。
2. 争点2において、被告に「優越的地位」を認めた本判決の立場に賛成ですか、反対ですか。取引先の変更可能性について、どのように考えますか。
3. 争点2において、被告のアルゴリズムの変更について「その他取引の相手方に不利益となるように・・・取引を実施すること」を認めた本判決の立場に賛成ですか、反対ですか。
4. 争点2において、被告のアルゴリズムの変更について「正常な商慣習に照らして不当に」を認めた本判決の立場に賛成ですか、反対ですか。
5. 争点3において、「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれ」がないとした本判決の立場に賛成ですか、反対ですか。
6. 本判決により、本件アルゴリズムの変更によって原告に生じた問題は解決されるでしょうか。
7. B2B間の規約において免責条項を定めた場合に、「本件変更について被告に故意又は重大な過失があると認められる」ことを理由に免責条項を適用しないとした本判決の立場に賛成ですか、反対ですか。
8. 本資料23ページ以降にあるように、プラットフォームとの取引について、日本の競争当局等も規制を行う傾向になってきています。このような傾向についてどのように思われますか。

# 発表ノート

---

## 1. 当日ディスカッションより

### (1) 判決の結論への賛否は分かれた。

#### 賛成の意見

- ・食ベログは飲食店と消費者を繋ぐプラットフォームなので、結論に納得できる。
- ・公正取引委員会に求意見し、当該意見を踏まえているので、本判決は妥当である。

#### 反対の意見

- ・被告の行為と原告における損害発生との間に因果関係がないのではないか。

#### その他

- ・判決で示された優越的地位に関する基準は、総合考慮であり、事案に応じた判断が難しい。

### (2) 食ベログと有料会員との間に「優越的地位」を認めるか否かについても、賛否は別れた。

#### 賛成の意見

- ・飲食店は食ベログを使わずに集客をすることは難しく、優越的地位を認めることに違和感はない。

#### 反対の意見

- ・ほかにも飲食店紹介サイトは複数ある。

# 発表ノート

## 1. 当日ディスカッションより

### (3) 被告のアルゴリズムの変更について「その他取引の相手方に不利益となるように・・・取引を実施すること」「正常な商慣習に照らして不当に」を認めた本判決について

- ・食ベログを利用する側のニーズを踏まえると、チェーン店が上位に挙がってくることをユーザーとして求めているわけではないところがあるが、とはいえ、チェーン店のみ評点を下げるアルゴリズムに変更し、事前通知なく適用した被告の行為は、ユーザーのそのようなニーズに応えるための手段として適切なものではなく、判決は妥当であると思う。

### (4) 「著しい損害を生じ、又は生ずるおそれ」を認めず、差止を認めなかった点について

- ・判決への批判が多く、原告に生じた問題は解決されていないとする意見が大半であった。
- ・一方で、一当事者の損害を原因として提起された訴訟の結果、差止が認められ、評価アルゴリズムを元に戻すとすると影響が大きすぎるのではないかとの意見もあった。

### (5) 食ベログ利用規約の免責条項の適用について

- ・結論の妥当性から判決を支持する意見と、原告が有料会員であったことを踏まえれば、利用規約の内容に同意して取引に入っている以上、免責条項も適用されてしかるべき、との意見に分かれた。

### (6) プラットフォーマーに対して日本の競争当局等も規制を行う傾向になっている現状について

- ・評価する意見も多かったが、次のような意見も出た。
  - 処分を厳しくするのではなく、基準をより明確化することにより、取引当事者が使いやすい制度になることを望む。
  - 独占禁止法第24条（差止）の利用が増えて、議論がより成熟する必要があるのではないか。
  - 本判決のようにアルゴリズムを開示させる方向性は、アルゴリズムが競争力の源泉である事業者のような場合には、事業者にあまりにも酷ではないか。



# 発表ノート

## 2. ご指導の先生方からのコメント

- (1) 食べログのようなサイトは、消費者と店舗側との情報の非対称性を解消する手段として有効なサービスである。その性質からか、評点の算出方法やランクのつけ方には公正さが求められる傾向にもある。
- (2) 本件では食べログ側のアルゴリズムの秘匿が許されるかが検討されているが、目的と手段の関係が明らかになっていない印象を受けた。食べログ側に正当な目的があつてのアルゴリズムが変更された可能性も否定できないが、そのような事情が明らかにはなっていない。控訴審で明らかになるのではないかと思われる。
- (3) 本件は独占禁止法の枠組みに基づき訴訟提起されているので、食べログと利用契約を締結していない飲食店は本件枠組での訴訟提起はできないであろう。
- (4) 本件訴訟は、債務不履行（公正な評価システムを提供しなかったこと）構成で提起できた可能性もある。債務不履行構成の場合も、差止請求もできたのではないかと思われる。ただし、賠償金は低額になったかもしれない。
- (5) 知財訴訟の差止と独占禁止法24条の差止との制度の違いについては、独占禁止法24条に基づく差止請求が認められる範囲が狭いと言われることが多いが、知財訴訟において差止請求が認められる範囲が広すぎると言える場面もあるように思われる。
- (6) 評点減による予約数の減少といった原告に生じた問題は、本件判決では解消されたとは言えないが、食べログのアルゴリズムの実態が世間に認識されたこと、提訴された当時は食べログ一強だった状況に変化を生じさせるきっかけとなったことを考えると社会的価値は大きい。
- (7) 食べログ側にも評点制度を維持するための正当な理由があつたのかもしれないが、食べログが掲載を希望しない飲食店も勝手に掲載し、飲食店自らが知らないところで評価されることを考えると、理由があつても一部に不利益が生じることを認識しながらアルゴリズムに変更を加えることについては一定の制限がなされるべきであり、そうした価値判断についても本判決は妥当な内容と思われる。

# 発表ノート

---

## 3. 発表者所感

- ・ 債務不履行構成というご指導の先生方からのご意見は非常に勉強になった。今後、同種事案に接したときは、プラットフォームだから独禁法と思いつくのではなく、債務不履行&独禁法24条の二本立てで検討したい。また、閲覧等制限の部分が多い判決文ではあるが、本判決文を読むと、被告の評点アルゴリズムが変更されたことについての立証に原告が費やした労力が窺い知れ、立証活動という点でも勉強になった。(阿久津)
- ・ 判決は独禁法の要件を丁寧に検討し、優越的地位の濫用を認定した部分については違和感はなかった。一方で原告は今でも変更後アルゴリズムに基づいた評点を掲載され続けており、問題の解決には至っていないように感じた。しかしながら本件訴訟の社会的意義を考えると、むしろ口コミ・評価サイトに対する問題提起として原告が本件訴訟を提起しているようにも思われ、そうであれば原告のサイトの評点が回復するよりもより大きな目的は達成されたと言えるのかもしれない。いずれにしても控訴審の内容が楽しみな案件であった。ゼミ生の皆様には普段SOFTICで取り上げることの少ない分野での課題であったにも関わらず活発な意見交換をいただけたことに感謝しています。(重村)